

米軍普天間基地所属 CH-53E ヘリコプターの窓落下事故に対する意見書

去る 12 月 13 日午前 10 時 9 分、米軍普天間基地所属 CH-53E ヘリコプターが、普天間第 2 小学校のグラウンドにコックピットの窓を落下させる事故が発生した。

金属製の枠で 90 センチメートル四方、重さ 7.7 キログラムの窓が、2 年生と 4 年生が体育の授業を受けているグラウンドの真ん中に落ちており、最も安全でなくてはならない学校での一つ間違えば大惨事となる事故が児童に与えた精神的苦痛は計り知れず、怒りを禁じ得ない。

本市議会では、これまでも事故が起きるたびに幾度となく抗議行動等を展開し、「再発防止」・「安全管理の強化」等を強く申し入れてきたが、繰り返される事故は米軍の安全点検や確認作業等の杜撰さが顕在化しているものと言わざるを得ず、今回の事故を「人為的ミス」として CH-53E ヘリコプターの飛行を再開するなど周辺住民の感情を顧みない米軍の態度に不信感は募るばかりである。

また、去る 10 月にも東村高江の牧草地に不時着、炎上、機体が大破するなど、これまでもたびたびトラブルを起こし、使用年数の長さ等から老朽化の指摘もある本機種は、沖縄市上空の飛行や嘉手納飛行場における離着陸が確認されており、嘉手納飛行場周辺においても起こり得る今回の事故に周辺住民は言い知れぬ不安と恐怖を感じている。

よって、沖縄市議会は、米軍普天間基地所属 CH-53E ヘリコプターの窓落下事故に対し、厳重に抗議するとともに下記事項について強く要求する。

記

1. 再発防止のため、整備手順や飛行前点検、安全運用手順等の徹底した見直し、改良を行うこと。
2. 政府と約束した普天間基地の 5 年以内の運用停止を 1 日も早く実現すること。
3. 日米地位協定を抜本的に改定すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 29 年 12 月 22 日

沖 縄 市 議 会

宛 先

内閣総理大臣

外務大臣

防衛大臣

沖縄及び北方対策担当大臣

外務省沖縄担当大使

沖縄防衛局長